

## 【EU】産業公害抑制指令の制定

海外立法情報調査室・植月 献二

\* 欧州連合(EU)は、2011年1月6日、大型工場から排出される公害物質を規制する指令を施行した。これは、既存の大気汚染関連の7法令を廃止し、これらを統合して、より厳しいルールを定めた新指令である。

-----

新指令は「産業排出物（統合公害防止及び管理）に関する2010年11月24日の欧州議会及び理事会指令2010/75/EU」（注1）である。同年12月17日に公布され、20日後に施行された。欧州の市場競争力の喪失を警告する産業界と、産業廃棄物の清浄化は持続的生産の前提条件だとする環境保護主義者との間で長らく続いてきた闘いに決着をつけるものである。

### 提案から採択まで

EUは、1996年に統合公害防止及び管理指令（96/61/EC）を導入し、大型工場から出る公害の防止を図ってきた。しかし、この指令による制度は強制力に欠け、実施が十分ではなかった。そこで、欧州委員会はこの指令の見直しを図ることとし、2005年末から専門家や関係者等への諮問を開始し、インターネット意見公募等を行った。

こうした検討の末、2007年12月21日、欧州委員会は、この指令の強化を図るとともに、管理負荷を軽減する目的で他の大気汚染関連6指令も統合した新指令を欧州議会及び理事会に提案した（注2）。

EUにおいて、工場から排出される公害物質を規制する方法は、固定した基準値を設けずに、各加盟国が利用可能な最高技術や対策（best available techniques 以下「BAT」という）を適用するというものである。指令案の審議において主な論点となったのは、①BATに関する情報をまとめて加盟国間で共有管理する「BAT参照文書」の役割、②BATとは別に具体的な排出上限値を設定することの適否、③大規模燃焼施設等の設備改善に際してのBAT適用期限の延長の可否、④BATの適用範囲の拡大等であった。

最初の論議は、2009年3月2日の環境閣僚による理事会であった。まず、排出許可条件を客観的に決定することに果たすBAT参照文書の役割は重要であるとする一方で、地域の特別な状況を鑑みてBAT参照文書からの逸脱も認められるべきとする意見が多くの加盟国から出された。BATとは別に安全弁として具体的排出上限値を設定することの是非も論議されたが、加盟国の負荷が増大し、BATより高い基準になる可能性がある等の懸念が表明された。BAT適用期限の延長については、2016年までにBATの実装が可能な加盟国と、既存設備に追加実装する経費及びエネルギー供給不安の懸念等により実施期限の延長を求める国々との間で意見が分かれた。BATの適用範囲の拡大については、熱投入量の小さい燃焼施設（20～50MW）も対象とする欧州委員会

案に対して、多くの加盟国から経費と効果が見合わないとの指摘もあったが、既に多くの設備が環境基準を満たしているとの指摘もあった。

2009年3月10日に欧州議会の第1読会が開かれた。ここでは、BATとは別に安全弁として具体的な排出上限値を設定するための修正が加えられ採択された。

しかし、前述したように多くの加盟国はこの修正内容には反対であった。他方、老朽化した石炭工場を多く抱える英国、イタリア及びポーランドが規制の実施期限延長を主張していた。そこで、欧州議会、理事会及び欧州委員会の3者で非公式協議が行われ、具体的排出上限値設定を取り下げ、実施の移行延長を認め、対象範囲を拡大するという内容で妥協が図られた。2009年6月、関係閣僚理事会はこの内容で政治的に合意し、欧州議会も、1年後の2010年7月の第2読会における投票の結果これを承認した。そして、同年11月8日の理事会第2読会の正式決定を経て新指令は成立した。

### 新指令の内容

新指令は、がん、呼吸障害、酸性雨等の原因となる窒素酸化物、硫黄酸化物、煤塵、アスベスト及び重金属等を工場から排出することを規制している。これは、大気、水資源及び土壌の質の改善を目的としているが、別指令（2003/87/EC）に規定のある地球温暖化ガスについては、この指令の対象ではない。

規制対象となる工場等は、エネルギー関連、金属生産加工、鉱業、化学、廃棄物処理、製紙、食品加工、精油その他養豚養鶏等で、現在、52,000の設備にわたっている。既設の発電所、精油所及び金属産業における熱投入量50MW以上の燃焼施設については、2016年までに、BAT等の対策を適用することが義務付けられ、新設備については、前倒しで2012年から適用しなければならない。

しかし、2002年以前に許可された燃焼施設の窒素酸化物、硫黄酸化物及び煤塵については、2016年以降の移行期間も認められ、各加盟国は2020年6月30日までに漸減させてBATの要件を満たせばよいことになった。さらに、それ以降でも、2023年末までに閉鎖する古い設備で一定の条件を満たすものは、2016年以降17,500時間までに限って稼働することができる等の例外が認められた。

注(インターネット情報はすべて2011年1月25日現在である。)

(1) “Directive 2010/75/EU of the European Parliament and of the Council of 24 November 2010 on industrial emissions (integrated pollution prevention and control),” *Official Journal of the European Union*, L334, 17.12.2010, pp.17-119.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:334:0017:0119:EN:PDF>>

(2) 統合した指令は78/176/EEC、82/883/EEC、92/112/EEC、1999/13/EC、2000/76/EC、2001/80/EC、2008/1/EC(96/61/ECの集成版)である。欧州委員会の提案はCOM(2007)844 final、通常手続きによる決定過程(2007/286(COD))及び関係文書については、次の欧州委員会の資料(PreLex)を参照。<[http://ec.europa.eu/prelex/detail\\_dossier\\_real.cfm?CL=en&DosId=196594](http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=196594)>